

平成25年度 運輸安全マネジメントに関する取組

「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」(いわゆる「運輸安全一括法」)による道路運送法の改正に伴い、平成18年10月1日、輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「青森市自動車運送事業安全管理規程(以下「安全管理規程」という。)を制定しました。

この安全管理規程に基づき、輸送の安全の確保に関する計画の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)について継続的に取り組むことにより、安全性の向上や安全風土の構築を図っていきます。

また、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する情報を公表します。

青森市企業局交通部

1 安全方針

安全方針は、青森市企業局交通部の安全に関する基本的な考えです。

運行に直接携わる者だけではなく、交通部の職員一同、一丸となって事故防止に努めるとともに、常に安全を最優先として取り組んでいきます。

「安全方針」には、安全・安心を第一の課題と位置づけ、職員のなすべき3つの基本的事項を定めます。

安 全 方 針

私たちは、安全な運行の確保に努め、お客様が快適に、安心して乗車していただける市営バスをめざします。

事故や車両故障等の要因を省みて、絶えず緊張感を持って必要な改善に努めます。

決められたルールを深く認識し、法令を遵守します。

安全な車両や設備などの提供に努めます。

2 輸送安全を確保するための事業の運営の方針等

(1) 輸送の安全に関する基本方針

職員全員が輸送の安全確保が最も重要であることを自覚し、業務を遂行します。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を継続的に取り組むための安全管理体制を確立するとともに、大規模災害等の発生時においても輸送の安全が確保されるよう危機管理の強化に努めます。

積雪・降雪期の事故防止に取り組みます。

輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

(2) 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令等を遵守します。

効率的な予算の活用に努めます。

内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。

情報の連絡体制を確立し、伝達の円滑化及び共有化を図ります。

具体的な教育及び研修計画を適確に実施します。

(3) 輸送の安全に関する目標・実績

重大事故 目標 0 件

国の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故（別添資料参照）

平成24年度実績 0 件

車内事故 目標 0 件

平成24年度実績 6 件 【参考データ】

21年度	22年度	23年度	24年度
4件	4件	4件	6件

有責事故 目標 0 件

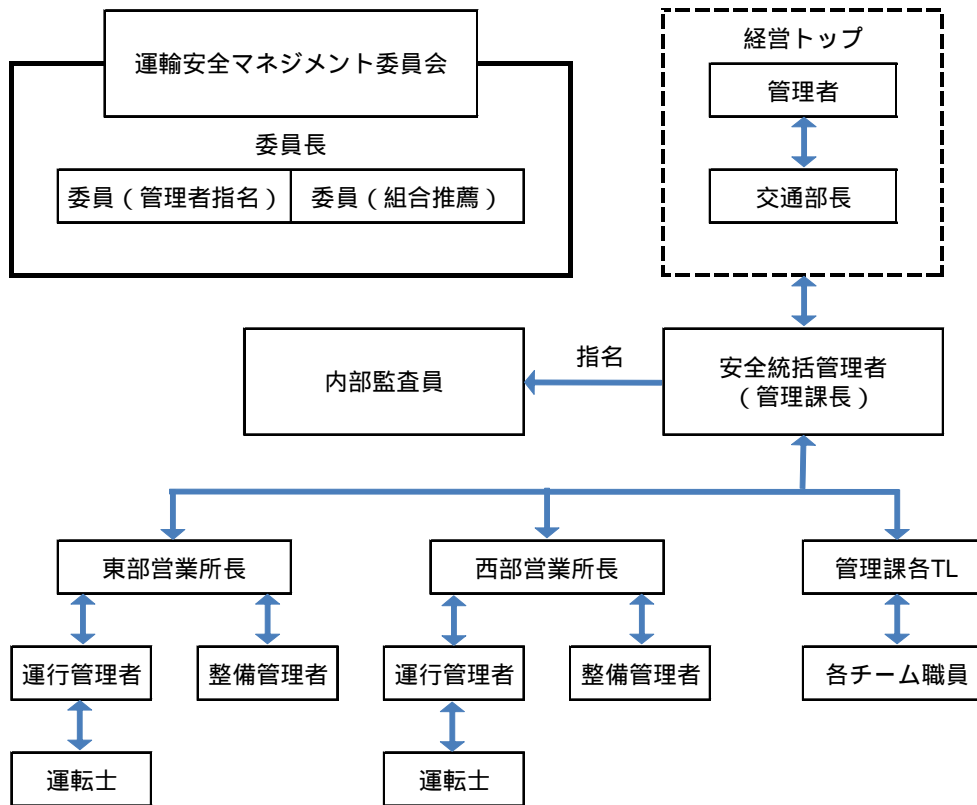
平成24年度実績 31 件 【参考データ】

21年度	22年度	23年度	24年度
19件	22件	38件	31件

(4) 輸送の安全に関する計画、教育及び研修

別添「平成25年度 輸送の安全に関する計画、教育及び研修 取組表」
のとおり取り組みます。

(5) 組織体制及び指揮命令系統

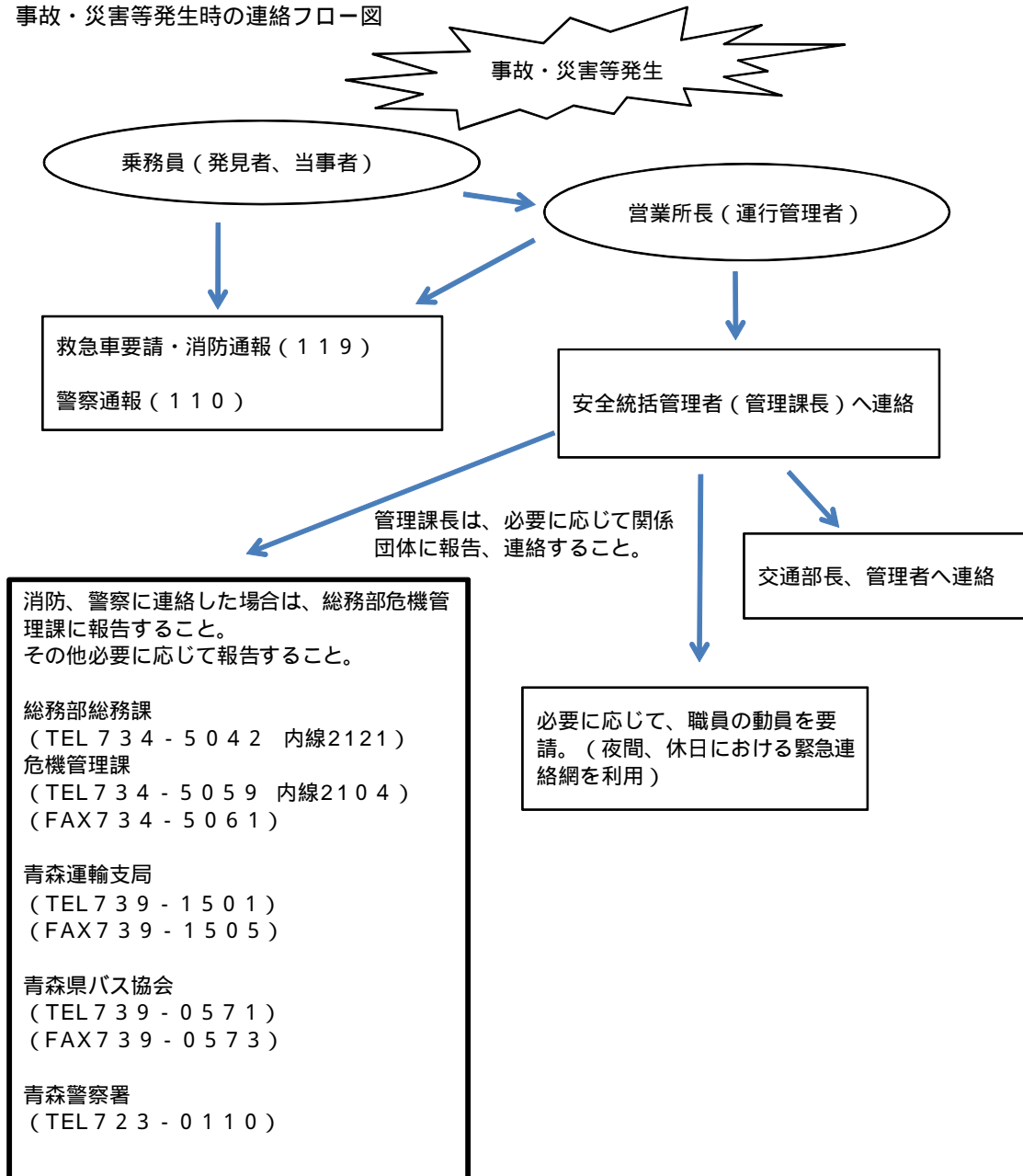


運輸安全マネジメント委員会の所掌事務

- 1 輸送の安全に関する基本方針及び重点施策に基づく目標・計画について、安全統括管理者に意見を述べるができる。
- 2 輸送の安全に関する計画の実行状況の確認及び改善状況等の確認を行うことができる。
- 3 業務上の自動車事故に関する原因の究明に関する調査・審議する。
- 4 運輸安全マネジメント内部監査に関する事項について、安全統括管理者に意見を述べるができる。

(6) 事故・災害等に関する報告連絡体制

事故・災害等発生時の連絡フロー図



(7) 内部監査

- ・輸送の安全の確保に関する内部監査を年1回開催します。
- ・内部監査の結果、改善すべき事項があった場合には、公営企業管理者に速やかに報告します。

平成24年度 内部監査の結果

当部は安全管理規程に基づき、平成25年3月18日に交通部長、安全統括管理者および東西両営業所長に対し内部監査を行った結果、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を所属職員に徹底していることが確認されました。

しかしながら、今後の組織体制の連携強化に向けては、限られた予算・人員をより効率的に活用するためにも、更なる情報の集約や共有に向け、具体的な方法を工夫する余地があると助言がありました。

(8) 情報の公開

輸送の安全の確保のための取り組みについては、営業所内掲示板及び市営バスホームページ等で公表します。

(9) 記録の管理

会議の議事録、事故や災害などの報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、管理者に対しての報告した是正措置又は予防措置などを記録し、保存します。

3 平成24年度における事故統計

交通部全体 54件（内訳：人身8件、人身・物件2件、物件44件）

うち車内事故 6件、有責事故 31件

国の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故件数は0件

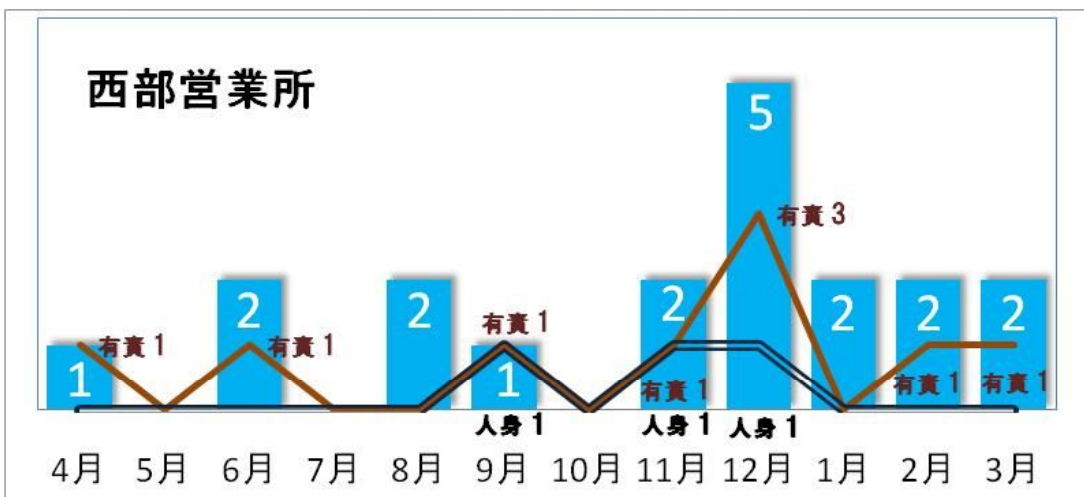
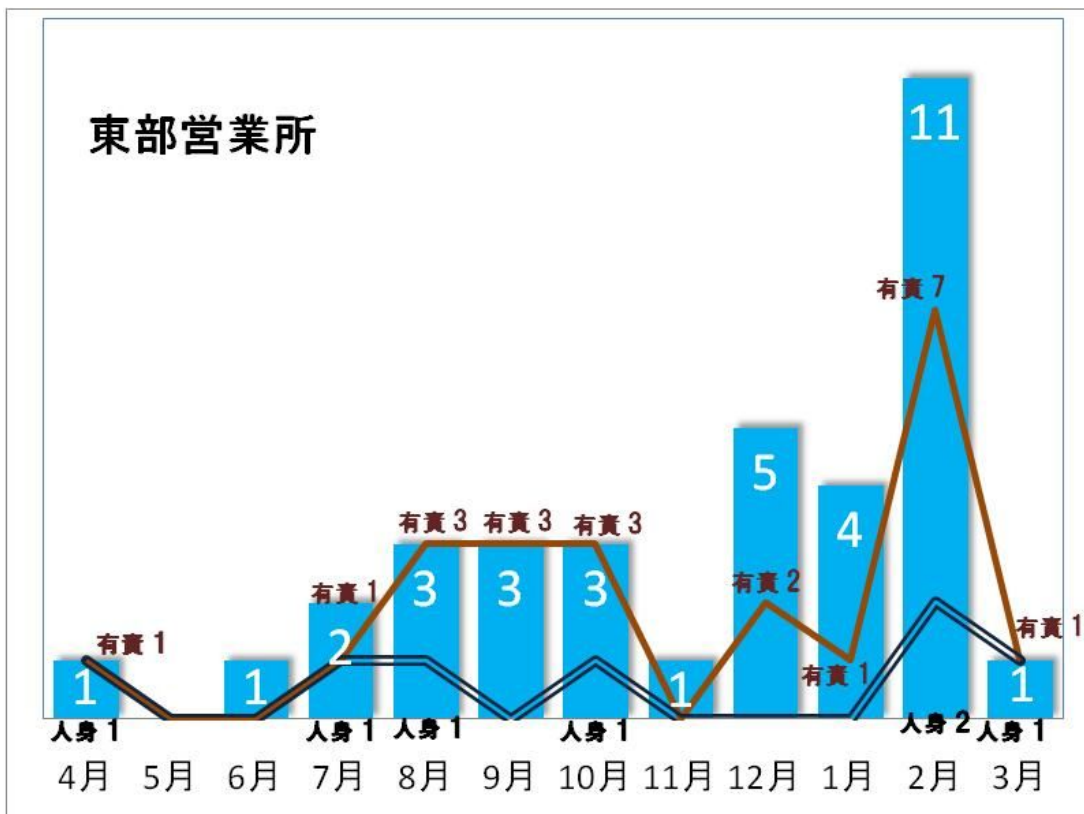
(1) 東部営業所 35件（内訳：人身5件、人身・物件2件、物件28件）

うち車内事故 4件、有責事故 22件

(2) 西部営業所 19件（内訳：人身3件、物件16件）

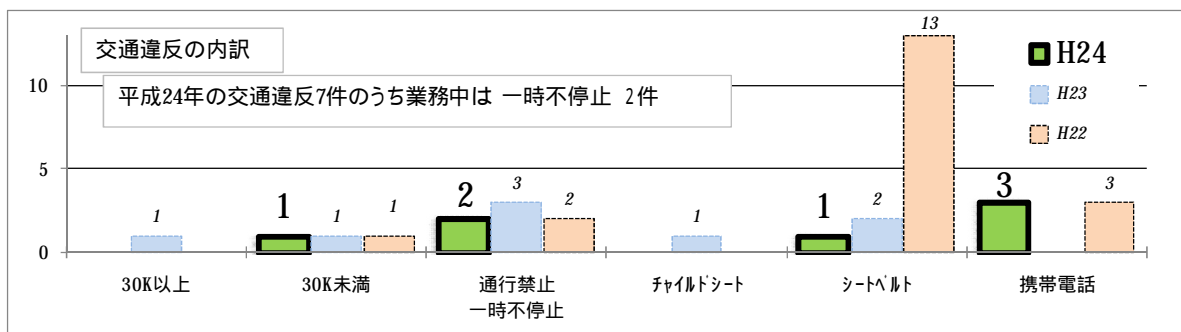
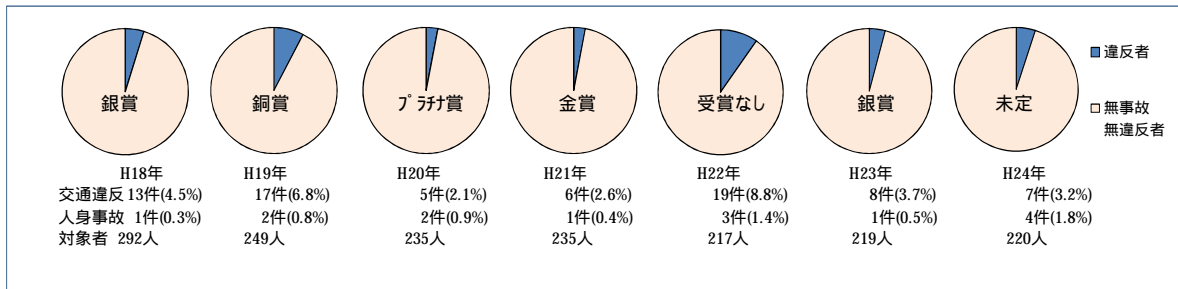
うち車内事故 2件、有責事故 9件

(3) 平成24年度の月別事故発生件数



(4) 年別の違反件数(自動車安全運転センター青森県事務所調べ)

乗務員の責めに帰する「交通違反件数」及び「人身交通事故件数」が少ないことから、平成18年度以降では、平成22年度を除き優良安全運転事業所として自動車安全運転センターから表彰を受けています。



4 輸送の安全に関する予算額等

車両修繕費や車両購入費、各種講習・研修会の費用等を計上しています。

(1) 平成25年度(当初予算額)

321,128千円(うち車両購入費95,399千円)

(2) 平成24年度(3月補正後の現計予算額)

577,261千円(うち運賃箱購入費347,550千円)

基本方針	目標	重点施策	実施計画	実施時期	担当部署	計画内容	
職員全員が輸送の安全確保が最も重要であることを自覚し、業務を遂行します。	【目標1】 重大事故発生件数 0件 (国の自動車事故報告規則第2条)	輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令等を遵守します。	幹部職員との対話集会	5月	管理課	経営層より全職員へ、運輸安全マネジメントの方針及び、経営状況の概要を説明し、輸送の安全の確保に取り組む体制を確立する。	
			職員による職場訪問	随時	管理課	経営トップを含む幹部職員が営業所等現場部門を訪問し、指導等を行うことで安全意識の向上を図る。	
			「サンキュー運動」強化月間	12月	管理課・各営業所	3つの優しい気持ちをスローガンに、安全運転と利用者サービス向上の動機付けとして強化月間を設け、安全で快適な運行に努める。	
			無事故継続日数の掲示	通年	各営業所	各営業所において無事故の継続日数を周知し、事故防止啓発を図る。	
			毎月の事故防止重点目標の設定・周知	毎月	各営業所	毎月事故防止の重点目標を設定及び掲示し、点呼時の復唱等安全への意識付けを図る。	
			事故やヒヤリ・ハット事例の掲示による注意喚起	随時	各営業所	発生した事故やヒヤリ・ハット事例を掲示し、要因の分析や防止対策を明確にすることで、危険予知を促す。	
			防災訓練の実施	9月	管理課・各営業所	防災週間を目安に、車両事故や発災を想定した実践的な防災訓練を実施し、災害対応への危機意識を高める。	
			春・秋の交通安全運動、夏・冬の交通事故防止運動	4,7,9,12月	各営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示及び管理職の早朝視察等独自の安全対策に取り組む。	
			バス車内事故防止キャンペーン	7月	各営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示及び管理職の早朝視察等独自の安全対策に取り組む。	
			市営バスモニターの実施	夏・冬	管理課	バス利用者からの意見を収集することで、運行内容、接客などの利便性向上、乗務員の意識向上に取り組む。	
輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を継続的に取り組むための安全管理体制を確立するとともに、大規模災害等の発生時においても輸送の安全が確保されるよう危機管理の強化に努めます。	【目標2】 車内事故発生件数 0件	効率的な予算の活用に努めます。	研修の実施	随時	管理課・各営業所	集合研修、現場研修、個別研修及び派遣研修を計画的に実施する。	
			計画的な車両修繕の実施	随時	管理課・各営業所	腐食した車両の修繕に向けて計画的な外注修繕を実施する。	
			車両の更新	随時	管理課・各営業所	老朽化した車両を計画的に更新する。(平成25年度は車両5台を更新予定)	
			定期内部監査	3月	管理課	安全統括管理者が指名する内部監査員(チーム)により定期的に内部監査を実施する。	
			緊急内部監査	随時	管理課	重大な事故災害等が発生し、安全統括管理者が特に必要と判断した場合においては緊急内部監査を実施する。	
			管理職会議	随時	管理課・各営業所	会議を通じ、輸送の安全に関する事項や、様々な課題について協議・検討し、情報の共有化を図る。	
			運輸安全マネジメント委員会	随時	管理課・各営業所	輸送の安全に関する計画の実行状況や改善状況を確認するほか、重大な事故事案等が発生した際には、原因の究明・調査・審議を行う。	
			東西営業所共有会議	随時	各営業所	東西営業所が情報の共有化を図るとともに、現場レベルの課題について協議・検討する。	
			乗務員からの情報提供	随時	各営業所	乗務中に確認した、工事箇所、危険箇所や除排雪等の道路状況の情報を共有化し、円滑なバス運行に努める。	
			市営バスホームページへ掲載	5月	管理課	運輸安全マネジメントの方針及び内部監査結果を部内に掲示するほか、市営バスホームページへ掲載する。	
積雪・降雪期の事故防止に取り組めます。	【目標3】 有責事故発生件数 0件	情報の連絡体制を確立し、伝達の円滑化及び共有化を図ります。	関係機関との連携強化	随時	管理課・各営業所	積雪期や災害等における円滑なバス運行に向けた関係機関との連携強化に努める。	
			委託先事業者との安全連絡会議	随時	管理課・各営業所	委託先の安全運行確保のため、研修等実施するほか、委託先事業者との連携を図り、情報を交換することにより問題の未然防止に努める。	
			集合研修	幹部職員との対話集会(再掲)	5月	管理課	経営層より職員へ、運輸安全マネジメントの取り組み及び、経営状況の概要を説明し、輸送の安全の確保に取り組む体制を確立する。
			救命講習会	6月	管理課・各営業所	心肺蘇生法やAEDの使用の実技指導を受け、救命に対する正しい理解と認識を深める。	
			安全運転・飲酒運転防止講習会	随時	管理課・各営業所	外部講師による講習会を開催し、安全運転と飲酒運転防止のための意識向上と徹底を図る。	
			現場研修	営業所内研修	随時	各営業所	事故防止、接客、アルコール摂取の対策等、課題に対する乗務員の意思統一を図る。
			運転適性診断	7月	管理課・各営業所	専門カウンセラーからアドバイスを受けたら、結果をもとに統括運行管理者による個別カウンセリングを実施する。	
			個別研修	事故・苦情惹起者研修	随時	各営業所	人身事故及び、その他必要と認められた場合は特別研修を行い、再発防止、接客向上を図る。
			派遣研修	運行管理者・整備管理者講習会	随時	各営業所	法令に関する知識の維持や、日常業務を確実に遂行するための実務向上を図る。
			普通救命講習会	2月	各営業所	バス車内の緊急事態(急病人等)に対し、的確な処置のできる人材を育成する。	
バス乗務員接客講習会	2月	各営業所	バス乗務員として接客の基本と、お客様とのコミュニケーションの重要性を習得する。				
輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。		具体的な教育及び研修計画を適確に実施します。					

自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故

「転覆」当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

「転落」当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。

「路外逸脱」当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区別のある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。

「火災」当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。

「踏切」当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。

「衝突」当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。

「車内」操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む）が死傷したとき。

「死傷」当該自動車により通行人（自転車に乗って通行している者を含む。）等当該自動車に乗車していない者が死亡又は重傷となったとき。

死亡及び重傷の定義は次のとおり

「死亡」事故発生後24時間以内に死亡したものを。

「重傷」自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けたものを。

「健康起因」運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったものを。

「危険物等」当該自動車に積載された一定の危険物、火薬類、高压ガス、核燃料物質、放射性同位元素、毒物、劇物、可燃物が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの。また、コンテナが落下したもの。

「車両故障」当該自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったものを。

「その他」自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

- ・ 20人以上の軽傷者を生じたとき
- ・ 鉄道の運行を3時間以上停止させたとき
- ・ 高速道路等を3時間以上通行止めにしたとき
- ・ 10台以上の多重事故を生じたとき
- ・ 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたとき
- ・ 車輪脱落、トレーラーの離脱等の故障を生じたとき